

第5章 基本的な施策

市民活動推進条例の第8条では、計画に規定すべき基本的な施策として、(1) 活動の場所の整備に関する事、(2) 情報の収集及び提供に関する事、(3) 市民活動を行うものに対する支援に関する事、(4) 市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進に関する事、の4つを掲げています。

本計画では、前章の基本的な指針を具現化し、5年間で実行する基本施策を定めます。また、基本施策の趣旨に沿って、事務事業を進めていきます。そして、5年後に達成すべき目標を、施策目標として定めます。

1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上を図る施策

市民に、市民活動を知ってもらい、関心を高めるためには、市民活動に関する情報を積極的に発信すること、市民と市民活動関係者が交流する機会をもうけることなどが必要と考えます。

また、市民活動に対する関心を高めることによって、市民活動に対する信頼度も高まり、活動への参加や寄付などの支援の拡充につながると考えます。

【基本施策】

1-① 市民活動に関する情報提供場所の整備

市民、特に、市民活動の担い手として期待される、学生、子育て世代、シニア世代などが、「活動を始めたい」「活動に参加したい」などと感じた時に、市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザを中心に、その要望に応えるための情報を持ち提供できる場所を整備します。

1-② 市民活動団体の広報・情報公開の支援

市民活動団体の信頼性を確保し共感する市民を増やすために、団体が自らの活動状況を積極的に公開できるよう、支援します。

1-③ 市民活動に対する寄付促進の支援

市民活動に対する市民の共感を高め、市民活動団体に対する寄付が促進されるよう、寄付者に対する税制上の優遇措置の積極的周知や、団体・活動の広報などの支援を行います。

1-④ 市民活動への参加に対する評価の仕組みの整備

市民の、市民活動に対する関心を高め、参加を促進するために、市民活動への参加について評価する仕組みについて、先進事例等の調査研究を行い、本市に合った仕組みを整備します。

【施策目標】

- ・自ら市民活動を担う市民が増えるとともに、市民活動団体の設立数が増加している。
- ・市民活動に対する認知が深まるとともに、信頼できる活動であるとして多くの市民により評価されている。
- ・多くの市民が市民活動に対する理解と関心を深めて、市民活動への参加や寄付が促進されている。

2 市民活動の自立化・持続化の推進を図る施策

市民活動団体の抱える主な課題として、会員の不足や高齢化などの人材に関する課題、財源及び活動場所が不足していること、及び役員等中核を担う人材の不足、広報や専門性向上の必要性などの運営上の課題が挙げられます。

市民活動の自立化・持続化を推進するためには、これらの課題を解決することが必要と考えます。

【基本施策】

2-① 市民活動団体の組織基盤強化を支援する助成制度の整備

市民活動団体の組織基盤の強化を図り、活動の自立化・持続化を推し進めるための助成制度を整備します。

2-② 持続的な活動を推進するための場の整備

市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザをはじめ市内公共施設などにおいて、持続的な活動を支えるための場を整備します。

2-③ 市民活動を担う人材の確保に向けた支援の拡充

市民活動に参加する意欲を持った人と人材を必要とする市民活動団体とをつなぐため、広報等による支援や相談体制を拡充します。

2-④ 市民活動を発展させるための相談・コンサルタント機能の整備

団体が活動を発展させるための能力開発や育成に向けた相談・コンサルタント機能を整備します。

【施策目標】

- ・市民活動に必要な人材や資金などの資源が拡充し、自立的で持続的な市民活動が数多く展開されている。
- ・市内において、市民活動団体が利用できる活動場所が増加している。

3 市民活動団体が活躍する機会の拡充を図る施策

市民活動団体が活躍する機会を拡充するためには、市民活動が必要とされる場面について検証し、そういう場面を増やす必要があります。

また、市民活動団体同士、あるいは企業・大学・行政等との連携によって、団体が持つ専門性などを活かす場面も増えることから、市民活動が主体となったマルチパートナーシップを推進することが重要となります。

【基本施策】

3-① 市民活動団体と行政との協働の推進

社会的問題・地域の課題の解決や市民ニーズへの対応を効果的に図ることを目的として、市民活動団体と行政が積極的に協働して課題解決に取り組むことを推進します。

3-② 市民活動団体が活躍する場の拡充

市民活動団体が得意とする分野において活躍する場や、活動の成果を市民に向け提供できる場の拡充を図ります。

3-③ 市民活動団体や企業・大学・行政等多様な主体間の交流の推進

市民活動団体や企業・大学・行政等の多様な主体間におけるマルチパートナーシップを推進するため、互いの組織等の違いを学ぶ機会や積極的に対話する機会の提供など、各主体間の交流を推進します。

3-④ 中間支援組織間の連携の推進

本市における市民活動の中間支援組織³である市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザと、他自治体における市民活動の中間支援組織、あるいは社会福祉協議会や商工会議所等、他分野の中間支援組織との連携を進め、市民活動団体の連携能力の向上を支援します。

³ 中間支援組織：対象となる分野で活動する団体等に対して、団体の運営等に対する支援や団体間のネットワーク化などの支援を行う組織です。

【施策目標】

- ・ 市民活動団体が、行政事業をはじめ様々な事業活動に参入している。
- ・ 社会的問題や地域の課題に対して、市民活動団体同士、あるいは、市民活動団体と、自治会・町内会、商店・企業、学校、行政などの多様な主体が協働して対処する土壌が醸成されている。

市民活動推進計画体系図

